令和６年４月１日以後開始事業年度等分
内国法人（グループ通算制度適用）用

別表六(二)

令六・四・一以後終了事業年度等分

内国法人の外国税額の控除に関する明細書

【No.33】24欄の金額は、税引後の金額としていますか。
また、24欄の金額に係る計算の明細を記載した書類を添付していますか。

Ⅰ　法人税に係る

当期の控除対象外国法人税額（別表六(二の二)「21」）		1	
当期の法人税の控除限度額の計算	当期の法人税額（(別表一「2」－「3」)－別表六(五の二)「5の③」－別表十七(三の六)「1」）（マイナスの場合は０）	2	
	当期の所得金額 所得金額又は欠損金額（別表四「52の①」）	3	
	繰越欠損金の当期控除額（別表七(一)「4の計」）	4	
	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額（別表十(四)「20」）	5	
	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額（別表十(四)「21」又は「23」）	6	
	組合等損失額の損金不算入額（別表九(二)「6」）	7	
	組合等損失超過合計額の損金算入額（別表九(二)「9」）	8	
	計 (3)＋(4)＋(5)－(6)－(7)＋(8)（マイナスの場合は０）	9	
	当期の調整国外所得金額 国外事業所等帰属所得に係る所得の金額（別表六(二)付表一「25」）	10	
	その他の国外源泉所得に係る所得の金額（46の①）	11	
	(10)＋(11)（マイナスの場合は０）	12	
	非課税国外所得の金額（46の②）＋(別表六(二)付表一「26」)（マイナスの場合は０）	13	
	(12)－(13)（マイナスの場合は０）	14	
	(9)×90%	15	
	調整国外所得金額（(14)と(15)のうち少ない金額）	16	
	法人税の控除限度額 (2)×(16)/(9)（通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」）	17	
当期に控除できる金額の計算	法第69条第１項により控除できる金額	18	
	除額	21	
	法第69条第18項により控除できる金額（別表六(二)付表六「6の計」）	22	
	当期に控除できる金額 (21)＋(22)	23	

【No.30】17欄は、別表六(二)付表五の35欄の金額を転記していますか（２～16欄への記載は不要です。）。

当期のその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算	区分		①（国外所得対象分）	②（クロス対象分）
	その他の国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額	24	円	円
加算	納付した控除対象外国法人税額	25		
	交際費等の損金不算入			
	貸倒引当金の戻入			
		28		
	小計	35		
減算	貸倒引当金の繰入額	36		
	○ ○ ○	37		
		38		
		39		
		43		
		44		
	小計	45		
	計 (24)＋(35)－(45)	46		

【No.４】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.34】国外所得金額の計算において、別表四の加減算額を調整していますか。
（例）　別表八(二)の外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額、別表十七(三の二)の特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る課税対象金額（本店所在地国及び支店所在地国等において外国法人税を課されないものを除きます。）

【No.32】国外事業所等帰属所得に係る金額及びその他の国外源泉所得に係る金額ごとに、共通費用及び共通利子の配賦計算をしていますか。

Ⅱ　地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期			
法人			
差引控除対象外国法人税額 (47)－(48)		49	
地方法人税額の計算	課税標準法人税額（別表一「2」－「3」）	50	000
	地方法人税額 (50)×10.3%－(((別表六(五の二)「5の③」)＋(別表十七(三の六)「1」)－(50))と０のうち多い金額)（マイナスの場合は０）	51	

地方法人税控除限度額 (51)×(16)/(9)（通算法人の場合は別表六(二)付表五「43」）	52	円
地方法第12条第１項により（(49)と(52)のうち少		
(53)又は当初申告		
地方法第12条第８項により控除できる金額（別表六(二)付表六「13の計」）	55	
外国税額の控除額 (54)＋(55)	56	

【No.30】52欄は、別表六(二)付表五の43欄の金額を転記していますか（50欄及び51欄への記載は不要です。）。

【No.９】56欄の金額は、別表一次葉の65欄の金額と一致していますか。